

木犀会会則

(名称及び組織)

第 1 条 本会は木犀会と称し、宮崎師範（男子、女子）、宮崎大学学芸学部、教育学部、教育文化学部の卒業・修了生の正会員並びに教育文化・教育学部・大学院教育学研究科在学生の準会員、及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(目的)

第 2 条 本会は教育文化の振興を願いつつ会員互助の親睦を図り、親和互助に努めるとともに、母校の発展・充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、母校との連携を保ちながら次のことを行う。

- 1 会員相互の連携強化と親睦を図る。
- 2 会報「木犀会会報」を発行する。
- 3 毎年会員物故者の靈を招魂碑に合祀し、慰靈祭を行う。
- 4 母校創立記念祝賀同窓会を毎年開催する。
- 5 新入会員の歓迎会を行う。
- 6 その他本会の目的達成に必要な活動を行う。

(役員)

第 4 条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 2 名、理事若干名、事務局長 1 名、幹事若干名、監事 2 名、評議員若干名、卒業年次別代議員若干名、地区木犀会会长

(役員の選出)

第 5 条 役員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長は理事中より互選によって選出する。
- 2 理事、監事は理事会で推薦し総会の承認をうける。
- 3 事務局長は理事会の承認を得て、理事の中から会長が委嘱する。
- 4 幹事は会長が委嘱する。
- 5 評議員は各郡市において選出する。
- 6 代議員は各卒業年次退職会員の代表として会長が委嘱する。
- 7 地区木犀会会长は各地区において選出する。

(役員の任務)

第 6 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理するとともに会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は会務を合議し、事務を分掌する。
- 4 事務局長は会長の命をうけて会務の処理に当たる。
- 5 幹事は事務局長を補佐し、会務の執行を助ける。
- 6 監事は会計の監査に当たる。
- 7 評議員及び代議員は当該地区における会務を分掌し、本会会務を合議する。
- 8 地区木犀会会长は地区の会務を総理し、木犀会との連携に努める。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会で推薦し、会長が委嘱する。
顧問は必要により会長の諮問に応じる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会、三役会、地区総会とする。

- 1 総会は理事、幹事、監事、評議員、代議員、地区会長の合同会をもって総会とし、毎年1回年度当初に行う。
- 2 50名以上の会員の請求があったとき、または会長が特に必要があると認めたときは臨時に総会を開くことができる。
- 3 総会は予算・決算、役員等の承認、会則改正、その他の事項について審議し決定する。
- 4 理事会は会務その他の事項について合議し決定する。
- 5 三役会は会務等必要事項について協議する。
- 6 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。
- 7 地区総会は地区の定めによって行う。

(会計)

第10条 本会の経費は会費、寄付金その他の雑収入をもって当てる。

- 1 会費は一般会員は年額1,000円、退職者は終身会費10,000円、準会員は入学時に終身会費20,000円とする。
- 2 会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

(事務局)

第11条 事務局は宮崎大学教育文化学部木犀会館内におく。(宮崎市船塚町1-1-1)

(会則の改廃)

第12条 本会の会則を改廃するときは総会において3分の2以上の同意を必要とする。

付 則

- 1 設立年月日 昭和25年2月28日 同窓会総会の決議により「宮崎県師範学校同窓会」を「木犀会」として新発足する。
- 2 平成2年2月27日 会則全面改正(終身会費3,000円を5,000円とする。)
- 3 平成7年4月4日 一部改正(年会費700円を1000円に、終身会費5,000円を7,000円とする。)
- 4 平成12年6月1日 一部改正(教育文化学部を付加、終身会費7,000円を10,000円とする。)
- 5 平成13年9月7日 一部改正(役員に監事を加える。)
- 6 平成17年5月27日 一部改正(総会の年2回を1回とする。)
- 7 平成18年5月26日 会則全面改正
- 8 平成20年5月30日 一部改正(顧問に関する条項第4・5・6条を改め、第8条を設ける。)
- 9 平成24年6月9日 一部改正(卒業年次代表=代議員、及び大学在学生=準会員に関する条項第1・2・3・4・5・6条及び第9条を改める。)
- 10 平成26年6月7日 一部改正(第10条1項を改める。)
- 2 平成29年5月27日 一部改正(第1条に「教育」を挿入)

付 記

第1条の宮崎師範(男子、女子)は宮崎県尋常師範学校、宮崎県師範学校、宮崎県女子師範学校、宮崎師範学校の総称である。